

令和3年 駐在所だより

幸の橋11月号



発行 行
嘉川駐在所
國光 朋彦
☎ 989-2007

犯罪被害者週間の実施

～社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり～

犯罪被害者週間：11月25日～12月1日

犯罪による被害とは、犯罪行為で直接受ける身体や心の傷だけではありません。被害に遭われた方やその御家族が、被害後の生活の中で直面する様々な困難も、犯罪による被害といえます。

被害に遭われた方やその御家族の声に耳を傾け、私たち一人一人が何をすべきかを考えることが大切です。



女性に対する暴力の防止

女性に対する暴力でお悩みの方は、下記の相談窓口（24時間受付）に相談してください。

- 女性犯罪被害相談電話
「レディース・サポート110」
#8103
0120-378-387
083-932-7830

ウソ電話注意！



電子マネーの番号送れ？



それは詐欺です

「有料サイト利用時の登録料が未納となっています。」という内容のメールが届き、相手に連絡してしまうと、コンビニで電子マネーを購入してカード番号を送るように指示されます。

このようなメールが届いたら、絶対に相手に連絡せず、家族や警察にすぐ相談しましょう。

雲払ひ

昇りきつたる

原田美千江

風呂八千代

米寿とや
長き夜
しみじみ味わう

被疑者の検挙にご協力を！

警察では、本年11月を「指名手配被疑者の捜査強化月間」と指定し、全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととしています。



子供の性被害撲滅

児童買春や児童ポルノ事犯は、児童の尊厳を著しく傷つける悪質な犯罪です。

児童のみなさん

- 要求されても、他人に恥ずかしい写真を送ってはいけません。
- SNSで知り合った人に個人情報をお教えるのはやめましょう。